

豊川市学校給食センター調理等包括業務委託説明書

1 業務概要

- (1) 業務名 豊川市学校給食センター調理等包括業務委託
- (2) 業務目的 学校給食センターで実施する学校給食の調理、配送業務、施設保守点検、修繕業務及びこれらに付随する業務を包括委託する
- (3) 業務場所 豊川市穂ノ原3丁目2番地の9
- (4) 業務内容 別紙「豊川市学校給食センター調理等包括業務委託仕様書」のとおり
- ※ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として特定された企業の業務内容に応じて、使用を変更することがある。
- (5) 業務期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで
- (6) 準備期間 契約締結日から令和8年7月31日まで（無償）
- (7) 提案限度額 971,515,000円以内（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ※ この金額は、「豊川市学校給食センター調理等包括業務委託仕様書」の内容に係る概算であり、予算を確約するものでないことに留意してください。
- ※ 予算が成立しない場合、選定された内容は無効となることに留意してください。

【年度別予定額】

令和8年度	129,535,000円以内
令和9年度	194,303,000円以内
令和10年度	194,303,000円以内
令和11年度	194,303,000円以内
令和12年度	194,303,000円以内
令和13年度	64,768,000円以内

2 プロポーザル方式

- (1) 実施方法
公募型プロポーザル方式とする。
- (2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果
公募型プロポーザル方式により事業者を広く募集することで、事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させることが市にとっても有益であるため。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

- (1) 「豊川市学校給食センター調理等包括業務委託仕様書」に基づく業務を行うことができること。
- (2) 令和8・9年度の本市競争入札参加資格において、「(業務) 役務の提供等」のうち「(営業種目) 給食、(取扱内容) その他」の資格を申請していること。競争入札参加資格を申請していない場合には、申請可能となる令和8年4月1日以降に、速やかに申請すること。
- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けて

- いないこと。
- (4) 豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
 - (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - (8) 共同調理場で実施する学校給食の調理業務に必要な資格を有すること。
 - (9) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
 - (10) 過去5年間に自治体の共同調理場で実施する一日あたり6,001食以上の学校給食調理業務における実績があること。
 - (11) 本業務は、豊川市公契約条例に規定する特定公契約対象業務に該当するため、豊川市公契約条例の手引きを確認したうえで、次の手続等が必要となる。
豊川市公契約条例に基づく労働環境の確認のため、契約締結後7日以内に労働環境確認書を豊川市教育委員会学校給食課に提出すること。また、豊川市学校給食センター調理等包括業務委託に従事する労働者に対し、労働報酬下限額（令和8年度においては1時間あたり1,158円）以上の賃金その他の労働報酬を支払うこと。なお、労働報酬下限額が改定された場合においても、その適用を受けず履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用する。ただし、契約期間中に最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額を支給しなければならない。

4 説明書等の交付

- (1) 交付期間
令和8年3月19日（木）から4月2日（木）まで
- (2) 交付方法
豊川市ホームページ上に掲載する。
- (3) 交付するもの
 - ① 豊川市学校給食センター調理等包括業務委託説明書
 - ② 豊川市学校給食センター調理等包括業務委託仕様書（別紙等含む）
 - ③ 豊川市学校給食センター調理等包括業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領
 - ④ 提出書類一式（様式第1号～第3号の2）
 - ⑤ 豊川市学校給食センター調理等包括業務委託に係るプロポーザル提案書提出者選定基準（別紙1）
 - ⑥ 豊川市学校給食センター調理等包括業務委託に係るプロポーザル提案書評価基準（別紙2）

5 豊川市学校給食センター施設見学会

- (1) 実施日時及び場所
令和8年3月26日（木） 時間は3月25日（水）に連絡します
豊川市学校給食センター（豊川市穂ノ原3丁目2番地の9）
- (2) 施設見学会参加申込書（様式第2号）の提出
提出期限 令和8年3月24日（火）午後4時45分必着
提出先 豊川市教育委員会学校給食課

提出方法 電子メールのみとする。(メールアドレス kyushoku@city.toyokawa.lg.jp)
メールの件名は、次による。

- 【会社名】豊川市学校給食センター調理等包括業務委託 施設見学会参加申込書
- ※ 様式第2号に必要事項を記入し、提出すること。また送受信の確認として執務時間中(午前8時00分～午後4時45分)に教育委員会学校給食課に電話連絡すること。(電話番号0533-86-7601)
 - ※ 施設見学会に参加しなくても本プロポーザルに参加することは可能とする。

6 質疑及び回答

- (1) 受付期間
令和8年3月19日(木)～令和8年3月27日(金) 午後4時45分
- (2) 提出先
豊川市教育委員会学校給食課
- (3) 提出方法
電子メールのみとする。(メールアドレス kyushoku@city.toyokawa.lg.jp)
メールの件名は、次による。
【会社名】豊川市学校給食センター調理等包括業務委託 質問書
※様式は任意とするが、資料名・該当ページを明記した上で質問事項が明確に分かるようにすること。また、送受信の確認として執務時間中(午前8時00分～午後4時45分)に教育委員会学校給食課に電話連絡すること。
(電話番号0533-86-7601)
- (4) 回答方法
全ての質問とその回答は、質問者の名前を伏せて、令和8年3月31日(火)までに豊川市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者のみに回答するものとする。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出書類
参加表明書(様式第1号)、及び関係書類
- (2) 提出期限
令和8年4月2日(木) 午後4時45分必着
- (3) 提出先
豊川市教育委員会学校給食課
- (4) 提出方法
電子メールのみとする。(メールアドレス kyushoku@city.toyokawa.lg.jp)
メールの件名は、次による。
【会社名】豊川市学校給食センター調理等包括業務委託 参加表明書
※ 一つのファイルにまとめ、PDF形式で提出すること。また、送受信の確認として執務時間中(午前8時00分～午後4時45分)に豊川市教育委員会学校給食課に電話連絡すること。(電話番号0533-86-7601)
※ 電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、データサイズはなるべく小さくすること。
- (5) 記載上の留意事項
① 経営状況等(資本金、売上高、自己資本比率等)は、資本金、売上高、自

- 己資本比率の数値が明確に分かるように色付けしておくこと。
- ② 本業務に必要な有資格者の在籍状況は、「豊川市学校給食センター調理等包括業務委託仕様書3.6 従事者の配置基準等」における有資格者について、現在の在籍状況及び本業務での配置予定について記載すること。(任意様式)
 - ③ 賠償責任保険の加入のわかるものを添付すること。
 - ④ 一日あたり6,001食以上の学校給食調理等受託の実績(自治体名、施設名、基本調理食数、契約期間等)を過去5年(令和3～7年)分を記載すること。(任意様式)
 - ⑤ ISO14001等の取得状況のわかるものを添付すること。
 - ⑥ 直近1年分の法人税、法人事業税の納税証明書を添付すること。
 - ⑦ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書を添付すること。(様式第3号の1、3号の2)

8 説明会

説明会は開催しない。

9 提案書提出者の選定方法等、選定する概数及び選定基準

- (1) 選定方法
参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。
- (2) 提案書提出者を選定するための基準
別紙1「豊川市学校給食センター調理等包括業務委託に係るプロポーザル提案書提出者選定基準」のとおり
- (3) 選定する概数
概ね5者
- (4) 選定結果は、参加表明書の提出者に令和8年4月13日付けで電子メールにて通知する。なお、選定結果に対して異議を申し立てることはできない。また、選定結果に関する質問には回答をしない。

10 提案書の提出

- (1) 提出書類
別紙「豊川市学校給食センター調理等包括業務委託に係るプロポーザル提案書作成要領」のとおり
- (2) 提出期限
令和8年5月13日(水)午後4時45分必着
- (3) 提出先
豊川市教育委員会学校給食課
- (4) 提出方法
紙媒体(15部)、電子媒体ともに提出すること。
紙媒体は、窓口への持参、郵送または宅配便とする。
窓口への持参、郵送または宅配便による受付は、執務時間中(午前8時00分～午後4時45分)とする。
電子媒体は、電子メールとする。(メールアドレス kyushoku@city.toyokawa.lg.jp)
提出期限最終日の電子メールによる受付は、午後4時45分までとする。
メールの件名は、次による。
【会社名】豊川市学校給食センター調理等包括業務委託 提案書

- ※ 一つのファイルにまとめ、PDF形式で提出すること。また、送受信の確認として執務時間中（午前8時00分～午後4時45分）に教育委員会学校給食課に電話連絡すること。（電話番号0533-86-7601）
- ※ 電子メールの受信可能容量は1通あたり約20MBのため、必要に応じてCD-Rでの提出も可とするが、データサイズはなるべく小さくすること。

1.1 受託候補者の特定及び特定結果の通知

(1) 審査

提出された提案書を評価基準に基づいて、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

- ※1者30分程度（プレゼンテーションの準備及びヒアリングを含む。ヒアリングは15分以上を確保すること。）

① 審査実施日

令和8年5月22日（金）プレゼンテーション・ヒアリング

② 実施場所

豊川市中央図書館 2階 集会室（豊川市諏訪一丁目63番地）

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次のとおり。

- ① プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ② プレゼンテーションは、事前に提出した提案書を用いて行うこと。パソコン及びプロジェクターの使用も可とするが、プロジェクター及びスクリーン、電源以外は提案書提出者で用意すること。
- ③ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした提案者を事業契約に向けての受託候補者とする。また次点を次の受託候補者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提案価格が低い提案者を受託候補者とする。

(3) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案書提出期限を過ぎても提案書類が提出されない場合
- ② プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合
- ③ 本実施要領等の定める手続きを遵守しない場合
- ④ 提案価格が提案限度額を超える場合
- ⑤ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦ 参加資格等に違反すると認められる場合

(4) 受託候補者を特定するための評価基準

別紙2「豊川市学校給食センター調理等包括業務委託に係るプロポーザル提案書評価基準」のとおり

(5) 特定結果の通知

- ① 特定結果は、提案書提出者にメールで通知し、ホームページで公表する。
- ② 特定結果に対して異議を申し立てることはできない。
- ③ 特定結果に関する質問には回答をしない。
- ④ 受託候補者として特定された者が契約締結までに「3参加資格（提案書提出者に要求する資格）」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、その他事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

1.2 公表から契約締結までのスケジュール

	項目	日程
1	説明書等の公表(HPに掲載)	3月19日(木) ※HPで事前に実施を周知
2	説明書等に関する質問の受付	3月19日(木)～3月27日(金)
3	施設見学会	3月26日(木)
4	質疑に対する回答(HPに掲載)	3月31日(火)
5	参加表明書及び関係書類の受付期限	4月2日(木)
6	提案書提出者の選定結果及び提案要請書の通知	4月13日(月)
7	提案書の受付期限	5月13日(水)
8	プレゼンテーション・ヒアリング	5月22日(金)
9	受託候補者の特定結果通知	5月下旬頃
10	見積合わせ	5月下旬頃
11	委託契約の締結	6月(予定)

※ 契約の締結が困難となった場合における措置

受託候補者が詳細協議実施後、契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

- i 提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、受託候補者の責により契約できない場合は、市は受託候補者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。
- ii 市の指示により事業が中止された場合は、受託候補者はそれまでに要した金額を上限に、市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

1.3 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ① 受託者は、説明書、仕様書及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、市と受託者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 市と受託者との責任分担

- ① 基本的な考え
提案が達成しないことによる損失は、原則として受託者が負担する。ただし、天災などの事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。
- ② リスク分担については、原則として豊川市学校給食センター調理等包括業務委託仕様書によることとし、提案者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、仕様書に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

1.4 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定されなかった通知を受けた場合は、提案書を提出することができないものとする。

- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案書提出者の選定及び受託候補者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書、提案書及び審査結果について情報開示請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。

1 5 問合せ先及び各種書類の提出先

豊川市教育委員会学校給食課

メールアドレス kyushoku@city.toyokawa.lg.jp

電話番号：0533-86-7601

担当：多比良、中村